

印鑑登録の手続き

## 本人以外の申請は委任状を

印鑑は、不動産の登記、金銭の貸借など私たちの日常生活に幅広く使われますが、「実印」として使用するには登録が必要です。本人と代理人では手続きが異なりますのでご注意ください。

### 本人が申請する場合

運転免許証・パスポートなど官公署が発行した許可証や身分証明書写真と公印のあるもので有効期限内のものまたは、成田市に

印鑑登録している人の「保証書」を持って市民課へ。

本人を証明できるものがない場合は、本人確認をするため「照会書」を自宅に郵送します。照会書の「回答書」欄に必要事項を記入して登録する印鑑を押ししたものと、本人を確認できるものを持って市民課へ。

### 代理人が申請する場合

代理人が申請する場合、その場では登録できません。登録する印鑑のほか、本人が代理人に印鑑登録の申請を依頼したことを証明する「委任状」が必要です。本人の意思を確認するため「照会書」を自宅に郵送します。

照会書を受け取ったら、「回答書」欄に必要事項を記入して登録する印鑑を押し、市民課に持参してください。

なお、回答書を本人が持参できない場合、委任状と代理人本人を確認できるものが重要です。



### 印鑑登録証(カード)を無くしたら

#### 本人が申請する場合

本人が登録印鑑を持って、市民課で印鑑登録証(失届)をしてください。

#### 代理人が申請する場合

登録者の印鑑と委任状が必要になります。また、申請書には登録者の住所、氏名、生年月日を記入しますので、代理人にお知らせください。なお、代理人の印鑑も必要になります。

### 登録印鑑を無くしたら

登録者本人が、市民課で印鑑登録廃止申請の手続きをしてください。

なお、いずれの場合も再度印鑑登録する場合は新規登録と同じ方法です。

印鑑登録は、市役所1階の市民課で申請してください。赤坂と遠山の分室では登録できません。「印鑑登録証明書」はそれぞれの分室でも取ることができ、くわしくは市民課(☎20-15525)へ。

第84回環境美化運動

## ゴミゼロ目指し 市内全域で

5月30日(日)を中心に環境美化運動(ゴミゼロ運動)が県下で一斉に実施されます。

『ゴミ捨てをなくし、私たちのまちを私たちの手で美しく』を合言葉に、区や自治会、事業所などの協力を得て環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や空き地に投げ捨てられたベン・缶の収集や、散乱ごみの回収、草刈りなどが行われます。

また、成田駅周辺では、商工会議所やボイスカウトなど諸団



ごみのない街を目指して

体による清掃や、美化啓発品の配布など環境美化に関する啓発運動も行われます。

快適で住みよい環境づくりに、ご協力をお願いします。

くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。



### 家庭用焼却炉の回収

## 回収を希望する人は クリーン推進課に

一般家庭にある家庭用焼却炉は法により使用することができません。

このため、処分を希望する人は、市が回収しますので、焼却炉の中を掃除して、持ち運べる状態にしてから、クリーン推進課に申し込みをしてください。

くわしくは同課(☎20-1530)へ。

## 夜間・休日納税窓口を開設します

ことしの自動車税の納期限は5月31日(月)です。

県では、仕事などで平日の昼間に金融機関の窓口を利用できない人のために、夜間・休日窓口を次のとおり開設します。

日時

○夜間納税窓口

5月28日(金)・31日(月)

午後8時まで

○休日納税窓口

5月29日(土)・30日(日)

午前9時～午後5時

場所〓各県税事務所および自動車税事務所(支所を除く)

くわしくは佐倉県税事務所 ☎0434831115へ。

### 人権擁護委員の日

## 特設相談所を開設

6月1日は人権擁護委員会法が施行された日です。

全国人権擁護委員協議会ではこの日を「人権擁護委員の日」と定め、今年度から全国一斉に「特設相談所」を開設します。

市では、毎月第4火曜日に行っ

ている「もめごと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)」を6月1日(火)に実施します。

相談では、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、みなさんからの人権にかかわる相談にお応えします。

相談は無料で、秘密は守られますので、心配や悩みのある人はお気軽にご相談ください。

日時〓6月1日(火)

会場〓市役所2階202会議室

相談内容〓家庭内のもめごとや日常生活の悩みや心配事、いじめや差別、行政機関への苦情など

時間〓午前10時～午後3時

くわしくは市民支援課市民相談室 ☎201507へ。

## 今月の納税

### 軽自動車税

○納期...5月16日(日)～31日(月)  
くわしくは税務課 ☎20-1513へ。

納期内の納付にご協力をお願いします。

## 相 談 日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民行政相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談室 ☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	"	"
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	"	"
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	5月17日(月)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	"
	6月1日(火)		市役所2階202会議室	
不動産相談	5月18日(火)	10:00～12:00	"	"
税務相談	5月18日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	"
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	5月27日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	"
市民よろず相談	5月15日(土)	13:00～16:00	イオン成田ショッピングセンター2階特設会場	市民よろず相談事務局 作田義美さん ☎23-3286
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築などに関する相談)	6月10日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎22-2101 6月7日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
交通事故相談	6月1日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課 ☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	5月20日(木)	9:00～12:00	"	"
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	5月24日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課 ☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎28-3234